

令和8年2月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和8年2月20日開会

丸亀市農業委員会

令和8年2月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和8年2月20日(金) 午前9時30分～午前11時05分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 40人

農業委員 13人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 6. 和泉 弘美 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 2. 田中 浩信 | 7. 山根 三枝子 | 13. 竹田 久義 | |
| 3. 尾野 弘季 | 10. 小松和貴子 | 14. 松永 哲夫 | |
| 5. 平山 康生 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 | |

農地利用最適化推進委員 27人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 8. 戸張 正典 | 17. 田中 正隆 | 24. 竹林 隆 |
| 2. 西山 孝 | 9. 宮前 千代秋 | 18. 宮武 俊博 | 26. 村山 雅美 |
| 3. 廣瀬 義文 | 10. 山口 好則 | 19. 喜來 聖則 | 27. 徳永 善史 |
| 4. 一本松 学 | 11. 須藤 誠一 | 20. 新居 勉 | 28. 竹林 俊一 |
| 5. 齋藤 純子 | 12. 大西 浩 | 21. 山本 清秀 | 29. 山本 敏一 |
| 6. 坂井 清照 | 13. 大野 忠志 | 22. 深井 正隆 | 30. 三谷 孝治 |
| 7. 守家 祥司 | 16. 横山 隆一 | 23. 佐藤 久男 | |

欠席委員 6人

農業委員 3人

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 4. 内田 久夫 | 8. 富田 等 | 9. 牛田 均 |
|----------|---------|---------|

農地利用最適化推進委員 3人

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 14. 高木 久義 | 15. 田羅間 勳 | 25. 古竹 義弘 |
|-----------|-----------|-----------|

農業委員会事務局出席者

事務局長 大西 良明	副主幹 河田 浩和	主任 宮内 隆匡
事務局次長 山田 健司	主査 佐々木武志	

その他の出席者

丸亀市農林水産課担当長 造田 忠彦

議事日程

農政に関する議題

- 1 地域計画の変更について
- 2 丸亀市農業委員会委員等加算報酬支給要綱の改正について
- 3 その他

報告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 令和7年分丸亀市賃借料情報について
- 3 その他

土地に関する議題

- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 議案第12号 非農地証明願について
- 議案第13号 許可後の事業計画変更申請について

報告

- 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
- 報告第5号 許可後の取消願について

その他

●事務局長（大西良明君）

定刻がまいりましたので、只今から令和8年2月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、本日お配りしております資料の確認をお願いします。まず総会の次第、地域計画の変更に関する資料、耕作者不在農地の関係書類（2月受付分）、委員募集要領、右上に見本とあるもの、農業委員用と推進委員用とホチキス止めにして2部あると思います。こちらは、事務局からのお知らせの中で説明いたします。これに関連しまして、12月の総会で皆様をお願いしておりました農業委員・推進委員候補の推薦予定者調べについて、未提出の委員さんは、出来れば今月中に提出頂ければと思います。最後に、図書目録となっています。皆さんお揃いでしょうか。それでは、事前にお送りしております議案書等書類もお出してください。推進委員の皆さまは、総会出席は最適化活動に該当しますので、本日出席した件、青色の記録セットに御記入ください。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。議事進行につきましては、松永会長、よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

おはよう御座います。1月末の視察研修に御参加頂きありがとうございます御座いました。参考になる部分は活用して頂けたらと思います。今朝、私も朝早くからテレビを見ておったんですが、冬季オリンピック、フィギア競技で銀、銅と決まったようですけど、また、先日は初めてペアで金をとったということで感動いたしました。今年はオリンピックもある一方で、先月も申し上げましたけど、突然の解散総選挙で、高市内閣が大勝となったようで、農政についても今までの継続が図られると思っております。今後、高市内閣がどこまで続くか分かりませんが見守っていきたいと思います。農業については、そういった中で、新たな取り組みがあるかと思いますが、皆様の御協力をお願いいたします。今日も沢山の議題がありますので、よろしく御審議をお願いいたします。本日の出席委員さんは、13名で過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、11番の竹内副会長さん、12番の松永哲之委員さんをお願いいたします。それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

はい、農政に関する議題といたしまして、議題1 地域計画の変更について、議題2 丸亀市農業委

員会委員等加算報酬支給要綱の改正について、議題3 その他 です。以上、御審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題1 地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

皆さんおはよう御座います。丸亀市農林水産課の造田と申します。座って説明させていただきます。今回は地域計画の2月10日申出分の例月報告分に係る計画変更と地域計画が1年経過しようとするにあたり、全体の更新作業、ブラッシュアップとも言いますが、それに伴う計画変更との2つに分けて説明させていただきます。まずは、地域計画変更等理由書（総括表）と位置図にて例月報告分に係るものを説明させていただきます。

【番号1～4の各案件説明】

次に、ブラッシュアップによる計画変更については、お配りの地域計画ブラッシュアップまとめ（2月10日変更申出分含む）と地域計画（案）、それとサンプルとして報徳地区の目標地図の3つの資料で説明させていただきます。お配りの地域計画ブラッシュアップまとめ（2月10日変更申出分含む）と地域計画（案）に関して説明させていただきます。地域計画については、策定して約1年を迎えようとしています。農業経営基盤強化促進法が改正されまして、地域の農地を誰が利用し、どう集積していくのかを地域で話し合い、その結果を取りまとめたものを地域計画として、令和6年度末までに策定することが義務付けられました。本市では、令和7年3月31日に策定いたしました。その後、毎月、こちらのほうで転用のため、計画から農地を除外する変更について御意見を頂いておりますが、国から概ね1年程度で、全体の計画の見直しを行うこととされておりますので、今回、ブラッシュアップを行った変更案を作成いたしました。農業者の皆様に各地区で集まって頂くのがベストかとは思いましたが、中々、時間がとれないため、市で案を作成いたしました。変更内容ですが、地域計画ブラッシュアップまとめの資料を見て頂きましたら、ブラッシュアップ（案）の表中に、地区毎の区域内の農用地等面積、②田の面積、③畑の面積などを記載しておりますが、これは、地域計画（案）の資料中の1（1）地域計画の区域の状況の数値を抜粋して掲載しているものです。大幅に変更となっている内容としては、区域内の農用地等面積から農業委員会さんのほうで行われた農地パトロールで再生困難な農地とされた農地の面積を除外しております。それと目標地図に関しては、令和7年12月1日始期の貸借までを反映しております。また、地域内の農業を担う者一

覧も更新しております。変更に伴い集積率も変更となっておりますが、地域計画（案）の中の2（2）担い手に対する農用地の集積に関する目標のところですが、例えば報徳地区では、現状の集積率31.1%、将来の目標とする集積率で33.7%とあります。丸亀市全地域の合計でいいますと、現状の集積率41.9%、将来の目標とする集積率で51.2%となっております。ブラッシュアップ前の地域計画と比べますと大幅に集積率は上がっております。何が要因かと申しますと、先ほど申し上げました再生困難な農地を除外したため、こちらも県のほうからの要請もありましたので、そのようにさせて頂きました。今後、再生困難な農地を再生して使うという事になりましたら、補助の要件として地域計画に入っていないといけない場合には、編入するなど柔軟に対応したいと考えております。なお、地域計画の集積率を向上させることが、国や県の補助の要件となってくる場合もありますので、そのあたりも踏まえて再生困難な農地を除外しました。

【目標地図の見方の説明】

このブラッシュアップ後の地域計画（案）について、この場で御意見をお伺いして特に反対意見がなければ、香川県農地機構にも御意見を伺いまして、反対意見がなければ、地域計画変更案の公告縦覧を2週間行います。そこでも、特段、意見がなければ地域計画の変更の公告を行い、変更は完了となります。今回、地域の集まりはしませんでした。地域の集まりをしたいという場合は、変更後でも柔軟に対応いたしますので、農林水産課まで御相談ください。簡単な説明でしたが、何か質問はありますでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何か御意見ありましたらお願いします。今回、2月申出分の変更とブラッシュアップの変更と一緒にした地域計画（案）ですかね。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

はい。2月の転用するための除外の変更内容とブラッシュアップの変更内容と含んだ地域計画（案）となっております。

●会長（松永哲夫君）

ブラッシュアップに関し、農業委員さんの意見を聞かれるということで。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

はい。先程説明いたしました。どういった変更をされたのかとか、よくわからないところがあり

ましたら仰って頂ければと思います。

●会長（松永哲夫君）

地図については、大きくもなく使用している色もよく似ているので、見にくい部分もあるかもしれませんが、特に面積が大きく減っている地区もありますので、各委員さん何か御質問、御意見とかありましたらお尋ねください。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

利用者とか認定者とかを記載している地域内の農業を担う者一覧で、経営面積がかなり違うんやけどどうなっとんな。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

現状の面積は、12月始期の貸借までを反映した皆さんの経営面積を記載しております。規模としては認定農業者とかは手広くされているので大きな面積となっております。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

これまで私の例ですけど、●町●反ぐらい載ってたんや、今見たら●畝、また、うちの知り合いが●反ぐらい作っているのに●畝と記載されていて、全然違うんやけどな。現実とかけ離れて仕事をしているのでないかと思うんやけど。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

農業委員会の貸借のデータを基に作成しているのと、地域計画は10地区に分けていますので、それぞれの地区の農地は、それぞれの地区の地域計画で、お名前と面積を記載しています。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

それは分かるんやけど、同じ地区の●●地区の●●で作っている人間の経営面積が、なんでこんなに少ないんかと思って。この計画が出来た当初から少なかったんやけど、それを覚えてくれと言うたんやけど変わってないんや。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

台帳のほうは確認しているんですが、家族の方の名前で載ってはないですか。

●会長（松永哲夫君）

徳永さんの分は▲▲地区に載っているやろ。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

▲▲地区には載ってないやろ、▲▲やのに。

●会長（松永哲夫君）

▲▲地区に載っているで。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

▲▲地区には▲▲地区の分は載っているわ。

●会長（松永哲夫君）

造田さん地区ごとに載っとんやろ。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

今一度、台帳を確認しておきます。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

調べ取ってよ。なんか出鱈目な数字を挙げているように思うんや。実際、認定者やった人で、脑梗塞をして田んぼを手放している人も載っとんや。それは農地機構を通して貸借しとんや。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

繰り返しになりますが、台帳を確認しておきます。

●会長（松永哲夫君）

造田さん、確認しておいてください。

●農業委員（尾野弘季君）

丸亀市内の農地が 3,128ha あって、今回 540ha が除かれるということなんですね。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

はい。

●農業委員（尾野弘季君）

農地の六分の一が再生困難な農地ということでしょうか。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

はい、540ha が今回除いたものになります。特に●●地区、▲▲地区等で大きく除いております。

●農業委員（尾野弘季君）

地域計画が出来たのは何年前でしたか。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

1年前です。

●農業委員（尾野弘季君）

去年から比べて500ha もいきなり、再生困難になったということですか。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

1年前は、再生困難な農地も計画に入っていました。今回ブラッシュアップにあたり、県等とも協議いたしまして、再生困難な農地を除くということといたしました。なぜ除いたかといいますと、集積率を上げる必要もあったためです。それは、先程も申し上げましたとおり、国や県の補助事業で、この集積率が低いと補助の要件を満たさない場合もありますので、今回そのようにさせていただきましたということです。

●農業委員（尾野弘季君）

分かりました。基準を変えたということで、いきなり540haが除外されたという認識でいいですね。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

はい。今回の大幅な変更部分がそちらになります。

●農業委員（尾野弘季君）

分かりました。

●会長（松永哲夫君）

他に何か御質問ありませんか。今回ブラッシュアップした関係で大幅に面積が変更となっておりますが、何か質問は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですので、地域計画の変更につきましては異議のないものとしたします。造田さん、ありがとう御座いました。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

ありがとう御座いました。

●会長（松永哲夫君）

それでは、次に議題2 丸亀市農業委員会委員等加算報酬支給要綱の改正について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

失礼します。農業委員会事務局の山田です。よろしく願いいたします。それでは本日机の上にお配りしております資料で、横書きで丸亀市農業委員会委員等加算報酬支給要綱の一部改正についてという資料を御覧ください。最初に、今年度の加算報酬については、昨年11月の総会でもお伝えしたとおり、農地パトロールや利用意向調査に加え、日頃の見守り活動等も支給対象とし、3月中に一括してお支払いをさせて頂く予定です。そして、来年度以降の取り扱いについては、改めて皆さんに御相談させて頂くということで、少しお話しさせて頂いていたかと思えます。来年度以降については、今年度とはまたやり方を変えて支給させて頂きたく、事務局のほうで要綱の改正案を作成させて頂きました。それが今、御覧頂いている資料になります。少し改正内容等を説明させて頂いた上で、御審議をお願いできればと思います。まず、改正をさせて頂く大きな理由としては、これまでも何度か申し上げておりますとおり、この加算報酬は、国の農地利用最適化交付金を活用し、支給させて頂いています。地域計画がスタートし、委員さんの活動業務も拡充される中で、そ

の対価として、できる限り交付金を有効に活用するとの目的から、これまでは、活動時間に時給1,000円を掛けた額を支給し、そこで交付金が余れば国のほうに返還しておりましたことから、来年度以降は、国から決定を受けた交付金の金額を皆さんの活動時間で按分して、交付金をできる限り、有効に活用できるようにと改正をしております。この改正に大きく関連する部分が、要綱の第4条と5条になります。まず、4条は加算報酬額の算定方法の変更になります。見え消しした部分がこれまでの算定方法で、赤字部分が新たな算定方法です。(1)に関してですが、先程も申しましたとおり、これまでは活動時間に対し、時給1,000円で支給させて頂いておりましたが、来年度からは、交付金の額から諸費用を差し引いた額に、皆さんの活動時間毎で按分した額を支給額とさせて頂きます。但し書きのところですが、著しく活動実績が少ない委員等の活動時間については、実施要綱第8の2の規定により、按分の対象外とするとしております。これは、交付金の実施要綱で、月当たりの平均活動日数が1日未満の方には支給できないと規定されておりますので、1日未満の方の活動時間は対象外としております。1年間の活動日数を12か月で割って、ひと月の活動日数が1日未満の方には支給できないということになります。(2)については、算定した額に、1円未満の端数が生じる場合は、切り捨てさせて頂くということです。次の5条は、新たに設定した条文になります。支給の時期について明記しており、その年度の国の交付金が決定した後に、一括して支給するとしております。具体的な時期としては、条文には明記しておりませんが、交付金の実績報告を3月上旬には提出する必要があることから、今年度と同様に、2月の総会までに提出して頂いた活動記録簿を基に算定した額を、3月に支払いをさせて頂くようになると思います。あと、第1条については、これまでも御説明しておりますが、この加算報酬の支給は、国の最適化交付金を財源として支給しておりますので、要綱上、記載がありませんでしたので、それが分かるように明記をしています。第3条については、言い回しを変えて、不要な部分は削除しています。次に、丸亀市農業委員会委員等加算報酬に関する算定基準とタイトルが入った資料を御覧ください。これについては、第1条の趣旨に記載してあるとおり、先程、御説明させて頂きました要綱の詳細な規定について必要事項を定めています。まず、第2条の支給対象活動は、支給の対象となる活動を具体的に明記しております。皆さんに行っている活動のうち、農地利用状況調査と利用意向調査、農地の見回り、農地の貸借等に係る相談、仲介・あっせん、新規就農者等の参入を促す活動に、対象活動を限定させて頂いております。今、皆さんに主に行っている活動にはなるかと思っております。次の第3条の加算額の算定方法については、先程、御説明した要綱の第4条第1号の中に出てくる委員等の活動時間の積算方法を明記しています。基本としては、この算定基準の第2条で支給対象とした農地利用状況調査と利用意向調査、農地の見回り、農地の貸借等に係る相談、仲介・あっせ

ん、新規就農者などの参入を促す活動に要した時間の合計時間になります。ただし、農地の見回り活動に関しては、委員一人当たりの活動目標日数に1時間を掛けた時間を上限とさせて頂いております。現在の活動目標は毎月8日をお願いしています。12か月で年96日となりますので、これに1時間を掛けて、上限を96時間にさせて頂いております。例えば、農地パトロールと利用意向調査で50時間掛かって、見回りをトータルで100時間行った場合、見回りの時間は、100時間ではなく、上限の96時間とさせて頂いて、これにパトロールと意向調査で掛かった50時間を足した146時間がその委員さんの活動時間になります。このように積算した皆さんの活動時間で交付金を按分して、8年度からは支給させて頂くということです。活動目標日数が変われば、この上限も変わるという事になりますが、この上限を設定させて頂いた理由としては、農地パトロールや意向調査、農地の仲介・あっせんと比べて、農地の見回りは、言い方が適当でないかもしれませんが、負担の大きさが比較的小さいと判断されることから、上限を決めさせて頂いております。以上、要綱の改正とそれに伴って、新たに設定した報酬に関する算定基準についての説明となります。なお、この改正等については、令和8年4月からの施行を予定しております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

確認ですが、これは国の交付金を使うんですね。

●事務局次長（山田健司君）

はい。そうです。

●会長（松永哲夫君）

交付金の要綱の中で按分方式については問題ないということでもいいんですね。

●事務局次長（山田健司君）

はい。そうですね。各市町の支給の要綱の中で定めていけば問題ないということで、県のほうにも確認を取っておりますので大丈夫かと思えます。

●会長（松永哲夫君）

今、事務局から説明がありました農業委員、推進委員さんの活動に対する加算額についてですが、何か御意見、御質問等御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

ありませんか。ちなみに、今までは返していたんでしょうか。

●事務局次長（山田健司君）

はい。今までは、活動時間に時給 1,000 円を掛けて、お支払いさせて頂いていたんですが、若干余る場合もあったので、その場合は国のほうに返還減額となる仕組みとなっておりましたので。

●会長（松永哲夫君）

今、説明があった通りで御座います。交付金を活動に対して頂いておりますので十分に活用するというので、今回、要綱を変更するというので御座います。皆様方に有利なような改定になるかと思いますが、特に何か御質問、御座いませんか。

●事務局次長（山田健司君）

すいません、今年度については、見回り活動を支給対象として追加しておりますので、交付金を減額せずにまで使うようになるかと思えます。

●会長（松永哲夫君）

今の説明に対しまして御意見がなければ、新年度からこのように改正していくということで、議題 2 丸亀市農業委員会委員等加算報酬支給要綱の改正については、異議のないものいたします。それでよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ありがとう御座いました。その他の議題、何か御座いますか。

●事務局長（大西良明君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告連絡事項に移ります。報告 1 定例農家相談会の開催結果について、事務局から報告

をお願いします。

●事務局長（大西良明君）

はい。それでは、報告連絡事項に移ります。報告 1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。次第の裏面を御覧ください。前回の農家相談の結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は 1 月 27 日 松永会長で、市役所本庁開催分は 2 月 5 日 富田委員で、綾歌市民総合センター開催分は 2 月 10 日 竹内副会長で、午前 9 時から 11 時の間で受付を行い、綾歌センター開催分で 1 件の相談が御座いました。相談内容ですが、数年前に、父から宅地・建物のほか農地を相続したが、農地については農業委員会に届け出することを最近知ったため、どのようにしたらよいか問い合わせでした。農地法第 3 条の 3 の届出、相続で農地を取得した場合の届出について説明し、その場で記入頂き届出書を受理しました。報告は以上です。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は 2 月 27 日 金曜日 竹田委員で、市役所本庁開催分は 3 月 5 日 木曜日 山根委員で、綾歌市民総合センター開催分は 3 月 10 日 火曜日 松永哲之委員の担当で、それぞれ午前 9 時から 11 時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

只今の報告について、何か御質問等、御座いませんかでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告 2 令和 7 年分丸亀市賃借料情報について、事務局より報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。事前に送付しています令和 7 年分賃借料情報について、説明いたします。平成 21 年に農地法が改正され、それまでの標準小作料制度が廃止され、以降賃借料情報の提供を行うことが明記されました。そこで令和 7 年分の賃借状況を取りまとめましたので、表のとおりホームページで公開したいと考えております。この賃借料情報は特殊な貸借を除く市場で実際に交わされた価格の集計値であり、拘束力はなく、あくまでも参考として提供するものであって、実際の契約の際は借り手貸し手で双方良く話し合っ決めて頂くこととなります。ちなみに、今回、対象としたデータに基づく賃料は、昨年と比較して、旧丸亀と綾歌は下降、飯山町では若干、上昇したという結果となっ

ています。なお、件数の欄のとおり、使用貸借が全体の約85%を占めており、賃貸借はサンプル数が非常に少ないです。農家の方から、お問い合わせが御座いましたら、あくまでの参考ということで、農業委員会のホームページを御覧頂くなど、御案内よろしくお願ひいたします。以上です。

●会長（松永哲夫君）

数字が入ってないところは、賃貸借実績がなかったということによろしいでしょうか。

●事務局次長（山田健司君）

はい。賃貸借実績がなかったということです。

●会長（松永哲夫君）

いまの説明に対して何か御質問、御座いませんか。特に無いようでしたら、次に、その他報告事項に移ります。その他報告事項は御座いますでしょうか。

●事務局長（大西良明君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告事項は終わりました。次に土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

土地に関する議題といたしまして、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、議案第12号 非農地証明願について、議案第13号 許可後の事業計画変更申請について、報告といたしまして、報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について、報告第5号 許可後の取消願について、以上、御審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、議案の 1 ページを御覧ください。位置図と一緒に御審議よろしく申し上げます。議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 7 件です。

1 番 土器町西八丁目・・・合計面積 411.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、収用に伴う代替地の取得を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 1,427.00 m²【議案読み上げ】

この案件の新規就農に該当します。譲渡人が所有する農地を、新規就農を図る譲受人に売買による所有権移転を行うものです。申請地での作付作物は、多肉植物のほか、キウイ・みかん等の果樹を予定しております。現在、譲受人は、自宅敷地にて多肉植物を栽培しており、知人や店舗への販売実績もあり、ネット販売など事業拡充に向け、新たに農地取得を図るものです。また、協力者である両親は、家庭菜園での果樹栽培経験があり、将来的には樹園地を経営し、産直での販売を目指す計画が提出されています。農機具の所有状況は、耕運機 1 台を所有しており、今後、トラクターを購入予定です。農地までは自家用車で 20 分程度であり、通作に関しても問題ないと考えます。

3 番 綾歌町富熊・・・合計面積 356.58 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人と譲受人が所有する自作地を相互に交換し、無償での所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4 番 綾歌町富熊・・・合計面積 344.64 m²【議案読み上げ】

この案件は、先程 3 番の交換する農地のもう一方になります。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。2 ページをお開きください。

5 番 綾歌町富熊・・・合計面積 917.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

6番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 19.65 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地は、コンクリート壁で区分され、現況は譲受人が所有する農地の一部となっており、その現況に合わせるかたちで、贈与による所有権移転を行うものです。申請地では水稻が作付けされています。

7番 飯山町真時・・・合計面積 3,174.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、耕作不便で低生産地な譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上7件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。なお、2番の新規就農を目的に農地を取得する案件につきましては、地区の委員さんに申請概要をお伝し、委員さんからは、地域での井出ざらいなどへの協力ができるのかなどの意見がありましたので、申請者より確約書の提出を頂いております。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました、質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見、御座いませんかでしょうか。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

7番の案件ですが、無断転用のある方ですが、それを許可できますか。

●事務局次長（山田健司君）

無断転用されている方は、譲受人、譲渡人どちらのほうでしょうか。譲受人の無断転用がなければ、問題ないということになるかと思います。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

譲渡人に無断転用がある場合も、それを解消しないと許可出来ないやろう。

●事務局長（大西良明君）

3条の申請は、譲受人が農業を出来るかどうかの審査をして頂くということですので、譲渡人に無断転用があったとしても、この3条の申請に関しては問題ありません。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

もう一つとまっている案件があるやろう。この譲渡人の所有の農地に関して。

●事務局長（大西良明君）

この後に出てくる、農地法第5条の案件ではないのでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

3条の申請については、そういったことで御了解頂きたいと思います。また、無断転用については、5条の方で協議したいと思います。他に何か御質問、御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

他に無いようでしたら、採決いたします。議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から7番の各案件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

では、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請7件は、原案の通り許可することに決定いたしました。次に、議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題

に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。3 ページをお開きください。議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について御座います。案件は 8 件です。

1 番 今津町・・・合計面積 861.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅 2 階建て 1 棟ほか駐輪場等の建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番 今津町・・・合計面積 345.49 m²（内併せ利用地 300.49 m²）【議案読み上げ】

この申請地はすでに宅地として利用されていますが、昭和 56 年に隣接する農地の転用申請を行い造成した際に、誤って当該申請地にはみ出して造成してしまっていたが、今回、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

3 番 川西町南・・・合計面積 497.52 m²（内併せ利用地 154.52 m²）【議案読み上げ】

この案件は、申請地に住宅 2 階建て 1 棟とカーポート 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4 番 川西町南・・・合計面積 397.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅 2 階建て 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。4 ページをお開きください。

5 番 綾歌町富熊・・・合計面積 0.15 m²【議案読み上げ】

この申請地では、一時転用申請により、現在、営農型太陽光発電設備を設置・運用しておりますが、引き続き、発電事業の実施と茗荷等の作物を栽培し農地の有効利用を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、農振除外申請は必要なく、また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、

令和 11 年 1 月 16 日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。

6 番 綾歌町富熊・・・合計面積 788.23 m² (内併せ利用地 416.23 m²) 【議案読み上げ】

この申請地は、住居に隣接し、既に駐車場及び庭として宅地利用していましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 番 飯山町真時・・・合計面積 312.12 m² (内併せ利用地 137.12 m²) 【議案読み上げ】

この申請地は、自宅敷地内にあり、現況は庭木が植わり、宅地として利用していましたが、今回、相続に伴い、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8 番 飯山町真時・・・合計面積 635.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅 2 階建て 1 棟ほか駐輪場等の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 12 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 8 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をして頂き、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしく申し上げます。

●会長 (松永哲夫君)

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見、御座いませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、それでは採決いたします。議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から8番の各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請8件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

5ページをお開きください。議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてで御座います。案件は17件です。

1番 川西町北・・・合計面積2,706.11㎡（内併せ利用地1,301.11㎡）【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、店舗平屋建て1棟と物置1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番 川西町南・・・合計面積497.52㎡（内併せ利用地468.52㎡）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、申請地に住宅2階建て1棟とカーポート1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和7年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。6ページをお開きください。

3番 川西町南・・・合計面積3,346.36㎡（内併せ利用地71.36㎡）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、申請地に分譲住宅2階建て11棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地と区域内農地があります、区域内農地は令和7年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の

選定理由により転用できるものと考えます。7 ページをお開きください。

4 番 郡家町・・・合計面積 2,268.32 m² (内併せ利用地 761.32 m²)【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建て 7 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 12 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番 三条町・・・合計面積 1,885.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、倉庫兼作業場 2 階建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 12 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。8 ページをお開きください。

6 番 飯野町東二・・・合計面積 2,420.00 m² (内併せ利用地 642.00 m²)【議案読み上げ】

この申請地は、令和 7 年に一部を造成し、災害救助犬訓練用のプール及びトイレを建築整備し、宅地にしましたが、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、賃貸借権の権利設定を行い、残りの申請地については、訓練用のスペースと駐車場を整備し、プール・トイレと合わせ、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地と区域内農地があります、区域内農地は令和 7 年 12 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 番 飯野町東二・・・合計面積 338.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが令和 7 年 12 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。9 ページをお開きください。

8 番 飯野町西分・・・合計面積 2,896.82 m² (内併せ利用地 1,077.54 m²)【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建て 10 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 12 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第

2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。10ページをお開きください。

9番 中府町五丁目・・・合計面積 1,046.53 m²（内併せ利用地 683.53 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和40年頃から祖父が燃料供給事業を開始し、現在は法人化して事業用地として利用しています。今回当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、使用貸借権の権利設定を行い、引き続き事業用地として利用するものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

10番 土器町西一丁目・・・合計面積 3,250.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2階建て12棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和7年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。11ページをお開きください。

11番 綾歌町富熊・・・合計面積 301.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、住宅平屋建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和7年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番 綾歌町富熊・・・合計面積 614.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、車両置場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和7年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 1,258.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸資材置場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和7年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。12ページを

お開きください。

14 番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 1,582.00 m² 【議案読み上げ】

この申請地は、令和 8 年 1 月から工事用の資材置き場を整備し利用していますが、今回当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、賃貸借権の権利設定を行い、資材置き場として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地で、第 1 種農地に区分されますが、令和 8 年 3 月 31 日までの一時転用により転用できるものと考えます。

15 番 飯山町西坂元・・・合計面積 1,093.44 m²（内併せ利用地 739.44 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 63 年頃、敷地拡張し宅地の一部として利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転売買を行い、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 12 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

16 番 飯山町川原・・・合計面積 2,213.62 m²（内併せ利用地 58.62 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建て 6 棟の建替え整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。13 ページをお開きください。

17 番 飯山町東坂元・・・合計面積 994.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置き場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 17 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をして頂き、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防除

措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見は御座いませんかでしょうか。先程、3条申請の審議時に質問がありました、関連した5条申請の案件が御座いますが、何か質問、御座いませんかでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から17番までの各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請17件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。次に、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、14ページをお開きください。議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてで御座います。本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農業委員会に意見聴取を求めるものです。今回の案件は、筆数が12筆、面積5,688.00㎡です。これは、4月始期の利用権設定に係る意見聴取になります。詳細は表のとおりです。以上、同法第18条第5項の各要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問等は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、原案どおり処理していくことといたします。続きまして、議案第 12 号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは 15 ページをお開きください。議案第 12 号 非農地証明願についてで御座います。案件は 3 件です。

1 番 田村町・・・合計面積 366.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、農地法施行以前から非農地であったものです。

2 番 本島町大浦・・・合計面積 521.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

3 番 綾歌町富熊・・・合計面積 166.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上 3 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問等は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 12 号 非農地証明願について整理番号 1 番及び 3 番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第 13 号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。16 ページをお開きください。議案第 13 号 許可後の事業計画変更申請についてで御座います。案件は 1 件です。

1 番 郡家町・・・合計面積 1,278.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和元年 8 月 21 日、分譲住宅 2 階建て 4 棟の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、さらに工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

以上、御審議よろしくお願いたします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

御異議もないようでありますので、議案第 13 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第の規定による届出について、報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、報告第 5 号 許可後の取消願については、一括して事務局より報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、17 ページをお開きください。報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてで御座います。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は 6 件です。

1 番 新田町・・・合計面積 6,415.43 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 4 月 22 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。18 ページをお開きください。

2番 本島町笠島・・・合計面積 4,451.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和7年12月20日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。19ページをお開きください。

3番 郡家町・・・合計面積 1,790.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和7年6月18日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。

4番 土器町西二丁目・・・合計面積 162.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和7年10月24日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。20ページをお開きください。

5番 飯山町西坂元・・・合計面積 4,650.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和7年4月28日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。21ページをお開きください。

6番 飯山町東坂元・・・合計面積 4,669.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和8年1月23日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。22ページをお開きください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知確認についてで御座います。報告は2件です。

1番 郡家町・・・合計面積 2,142.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定がされていたのですが、労働力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2番 綾歌町富熊・・・合計面積 2,484.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたのですが、農地交換のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。次に23ページをお開きくださ

い。

報告第5号 許可後の取消願についてで御座います。報告は1件です。

1番 山北町・・・合計面積 231.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和7年11月20日に農地法第3条第1項の規定により、所有権移転の許可を頂きましたが、譲受人が自己住宅用地への転用のため、農地法第3条の規定による許可の取消願を行うものです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何か御質問、御意見、御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

無いようですので、報告事項は終わります。以上で2月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

(午前11時05分終了)